

投稿

評議は乗り降り自由

新屋 博明<エムティ一法務研究会>

1. はじめに

平成 19 年 7 月 26 日～27 日の二日間、仙台地方裁判所の 405 号法廷（裁判員裁判用廷）で“裁判員の参加する刑事裁判”（以下、裁判員裁判）の模擬裁判が行われました。

この模擬裁判は、本番さながらに冒頭手続<①人定質問（刑事訴訟規則第 196 条）→②検察官の起訴状朗読（刑事訴訟法第 291 条 1 項）→③被告人への権利告知（刑事訴訟法第 291 条 3 項、刑事訴訟規則第 197 条）→④被告人と弁護人の被告事件に対する陳述（刑事訴訟法第 291 条 3 項）>から始まり、次に証拠調べ手続<⑤検察官の冒頭陳述（刑事訴訟法第 296 条）→⑥検察官の証拠請求（刑事訴訟規則第 193 条 1 項）→⑦捜査報告書や実況見分調書等の証拠調べ→⑧被告人質問（刑事訴訟法第 311 条）→⑨弁護人の証拠請求（刑事訴訟規則第 193 条 2 項）→⑩情状証人（被告人の母親）への証人尋問>が中間評議と休憩を交えながら行われました。

証拠調べ手続では、検察官がパワーポイントを随所で使用して事件の説明をしてくれました。

一方、弁護人役を務めた仙台弁護士会の先生方も裁判員の心に響くような弁護をされたので、検察官のほうに傾きかけた心が元に戻るほどでした。

この証拠調べ手続の次は弁論手続<⑪検察官の論告・求刑（刑事訴訟法第 293 条 1 項）→⑫最終弁論（刑事訴訟法第 293 条 2 項、刑事訴訟規則第 211 条）>が行われました。

検察官の論告・求刑と弁護人の最終弁論が終わると、裁判官と裁判員は別室（今回は裁判官研究室）で最後の評議に移り、いよいよ判決宣告（刑事訴訟法第 342 条）です。

この模擬裁判で扱ったのは強盗致傷被告事件で、合議体を構成したのは 3 人の裁判官（裁判長裁判官・右陪席裁判官・左陪席裁判官）と 6 人の模擬裁判員です。私にとっては難しい事件でしたが、裁判長裁判官がこまめに中間評議の時間をとって下さいましたので、模擬裁判員は法廷で聞き洩らしたことはないか、あるいは検察官や弁護人の話しを正しく理解しているか等々の確認を途中ですることができました。

2. 評議は乗り降り自由

1 回目の中間評議に臨むに当たって、右陪席裁判官から模擬裁判員に対して「評議は乗り降り自由」という説明がありました。

これは「過ちては改むるに憚ることなかれ」という論語の教えの裁判官バージョンみたいなもので、要は自分の考えに固執することなく、他人の意見のほうが正しいと思ったら、その意見に乗り換えてかまわない、という教えです。合議体における評議の目的は、自分の意見を押し通すことではなく、最終的に適切・妥当な判断を下すことにあるので、自分の意見より他人の意見のほうが適切・妥当だと思ったら、自分の意見に固執する必要はまったくないということです。

3. おわりに

今回の模擬裁判では、事前に法廷見学の時間が設けてあったので助かりました。

模擬裁判員として裁判官と一緒に法廷に入ったら、検察官や裁判所書記官、裁判所事務官、弁護人、被告人（被告人役を務めたのは若手の裁判所書記官）、被告人の母親（母親役を務めたのは仙台家庭裁判所の女性調査官）のほかにも大勢の傍聴人が待ち構えていたので、目が点になるくらい緊張しました。

でも、その日の午前中に法廷見学をして、自分が座る裁判員席を確認していたので、法壇でオロオロすることなく自分の席に着くことができました。

些細なことかもしれませんが、いきなり法廷に入ると、事前に法廷見学を済ませてから入るとでは心理的に大きな違いがあると思いました。やはり、何事も用意周到が大事だということを学んだ模擬裁判でした。

（注）裁判長裁判官にお聞きしたところ、今回は模擬裁判でしたので、評議の内容について外部に話しをしてもよいということでした。

なお、本番になると裁判員にも守秘義務が課されますので、評議の秘密を漏らしてはいけません。



裁判員制度は平成 21 年にスタートします

裁判員制度については“会報 JAMT Vol.13 No.11 3P,13P”を参照してください。法務省のホームページも一読しておきましょう！

<http://www.moj.go.jp/SAIBANIN/index.html>

最高裁判所関連サイト

<http://www.saibanin.courts.go.jp/qa/index.html>